

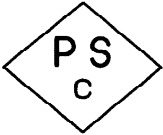
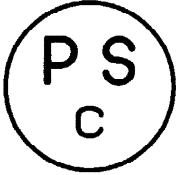
製品安全に関する諸制度について

一般消費者等が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品については、国がその製品を指定し、危害の発生を防止するために必要な技術基準を定めています。

これらの製品の製造又は輸入を行う事業者は、その製品が技術基準に適合していることを確認しなければなりません。

また、販売事業者も所定の表示がない製品を販売することはできません。

消費生活用製品安全法に基づく表示

区 分	対 象 製 品		マーク
特定製品	特別 特定製品	- 携帯用レーザー応用装置 - 浴槽用温水循環器 - ライター	
		- 家庭用の圧力なべ及び圧力がま - 乗車用ヘルメット - 登山用ロープ - 石油給湯機 - 石油ふろがま - 石油ストーブ - 磁石製娯楽用品 - 吸水性合成樹脂製玩具	
子供用特定 製品	特別 特定製品	乳幼児用ベッド	
		乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）	

詳しくは、下記の消費生活用製品安全法のページ（経済産業省）をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act_outline.html

電気用品安全法に基づく表示

区 分	主 な 対 象 製 品	マーク
特定電気用品 以外の 電気用品	対象製品 全341品目 - 電気カーペット - 電気冷蔵庫 - 電気洗濯機 - 電気スタンド - 電子レンジ など	
特定電気用品	対象製品 全116品目 - コンセント - マルチタップ - アダプター - 直流電源装置 など	

詳しくは、下記の電気用品安全法のページ（経済産業省）をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833

家庭用品の品質表示に関する制度について

一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者へ家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的として、家庭用品品質表示法が制定されています。

この法律において、表示を行う者は、製造業者、販売業者又はこれらから表示の委託を受けて行う表示業者のいずれかと定めており、品質・性能・取り扱い方法など表示者が表示すべき事項や表示方法が、対象とされる製品ごとに規定されています。

家庭用品品質表示法に基づく表示

区 分	主 な 対 象 製 品	主な表示事項
繊維製品 38品目 	- ズボン - スカート - 下着 - カーテン - ふとん など	- 繊維の組成 - 家庭洗濯等取扱方法 - 表示者名及び連絡先 など
合成樹脂加工品 8品目 	- 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具 - 食事用、食卓用又は台所用の器具 - 湯たんぽ など	- 原料樹脂 - 耐熱温度、耐冷温度 - 寸法、容量 - 取扱い上の注意 - 表示者名及び連絡先 など

電気機械器具 17品目 	- 電気洗濯機 - ジャー炊飯器 - 電気毛布 - テレビジョン受信機 - 電気ポット - 電子レンジ など	- 外形寸法 - 区分名、種類 - 定格容量、定格内容積 - 消費電力、年間消費電力量 - 使用上の注意 - 表示者名 など
雑貨工業品 30品目 	- 魔法瓶 - かばん - 合成洗剤 - 塗料 - なべ - 歯ブラシ など	- 品名、種類 - 寸法、表面加工 - 成分、材料、用途 - 取扱い上の注意 - 表示者名 - 連絡先 など

詳しくは、下記の家庭用品品質表示法のページ（消費者庁）をご参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833